

徳島県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
105	多和脇	美馬市脇町字東俣名一九 九四番二地先から 同 八六 五番一地先まで	旧	三・七〇 三・七〇	二七・五
		美馬市脇町字東俣名一九 九四番二から 同 八六 五番一地先まで	新	五・七〇 五・七〇	二八・七